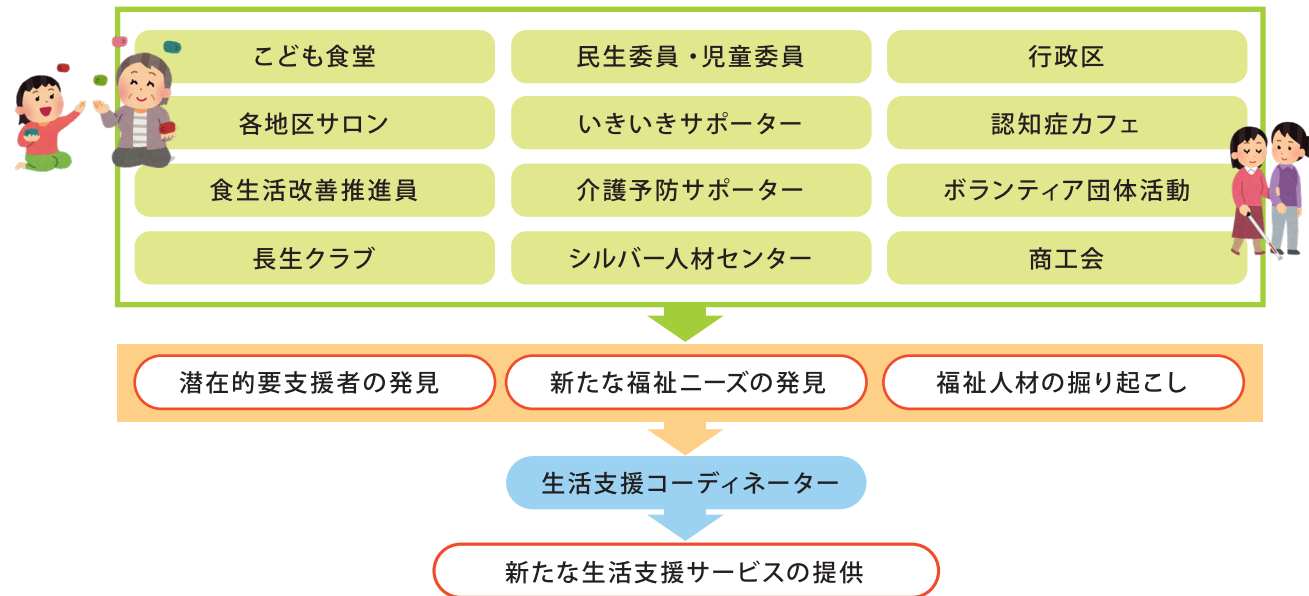


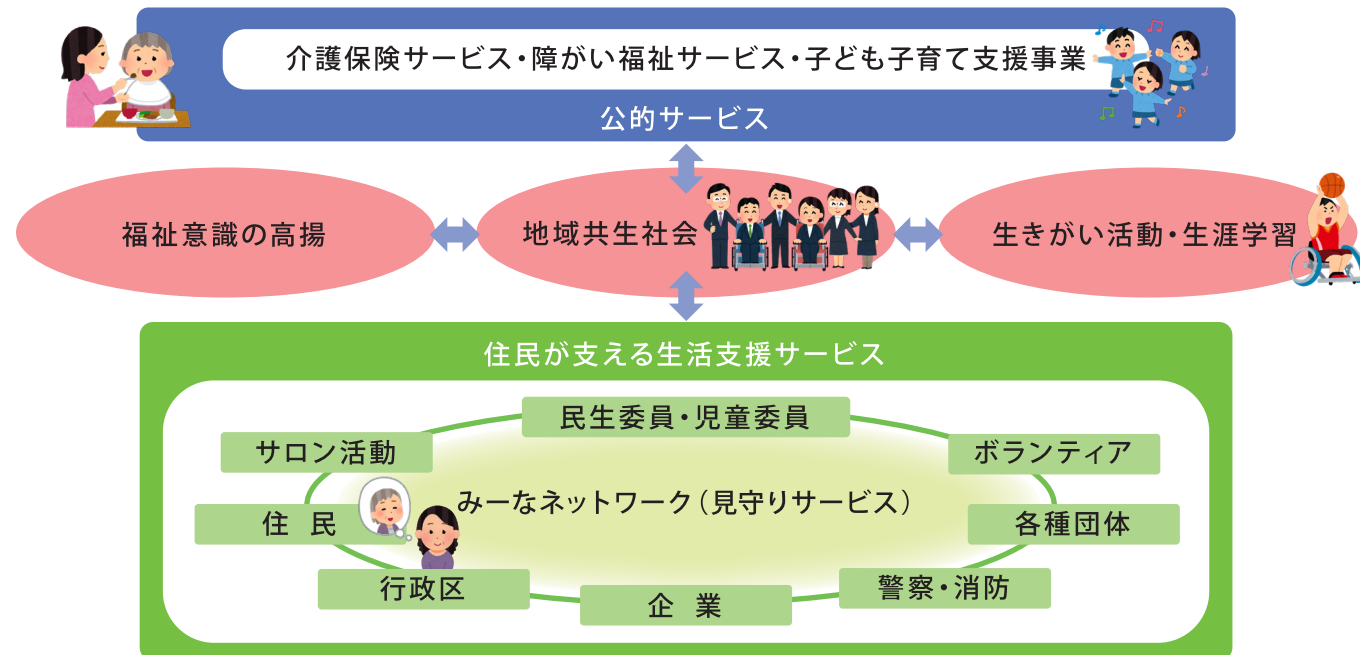
## 住民の福祉活動の展開イメージ

- ◆住民の福祉活動や地域活動を通じて
  - 地域の潜在的な要支援者
  - ちょっとしたことで困っているニーズ
  - 地域に隠れた福祉人材などが発見されることがあります。
- ◆そのような貴重な情報を地域包括支援センターや社会福祉協議会の生活支援コーディネーターがキャッチ・共有し、新たな生活支援サービスの提供の実現に向けて取り組みます。



## 皆野町が目指す地域共生社会のイメージ

- ◆地域共生社会は、支援を必要とする人と支援をする人が、お互いを尊重し合い、対等平等な社会関係になることが必要です。
- ◆そのために、地域の人々の福祉に対する意識の高揚を図るとともに、すべての住民が自分の好きな趣味やスポーツなどに取り組める環境づくりを進めていきます。



## 第3期皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画

### 皆野町成年後見制度利用促進基本計画

### 皆野町再犯防止推進計画

#### はじめに

皆野町では、近年の少子高齢化により高齢者のみの世帯が増加しているとともに、生活困窮者、8050問題やひきこもりなどの新たな複合的な課題にも対応するため、相談支援体制の強化が必要になっています。

また、すべての住民の尊厳ある本人らしい生活の継続を支援する成年後見制度等を活用するとともに、再犯の防止に向け地域社会での孤立を防ぐための各種サービスの提供も重要になっています。

これらの課題に対応し地域共生社会を実現するため、基本理念を「笑顔が行き交う共助と自立のまちづくり」として、「第3期皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画」「皆野町成年後見制度利用促進基本計画」「皆野町再犯防止推進計画」を一体的に策定いたしました。

皆野町長  
皆野町社会福祉協議会会長  
柴崎 勉



#### 計画の期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年計画であり、令和9年度に計画の見直しを行います。

#### 基本理念

### 笑顔が行き交う共助と自立のまちづくり

本計画は、皆野町において地域共生社会の実現を目指しています。皆野町の住民をはじめとして行政、社会福祉協議会、各団体、事業所など、皆野町を構成するあらゆる人や組織が、地域共生社会の実現に向けて共有する考え方を本計画の基本理念とします。

## 基本目標 1 一人で悩まないまちづくり(相談支援体制の整備)

現在の地域福祉を取巻く最大の課題である「複合的課題」や、新たに指摘されている「ひきこもり」や「ヤングケアラー」などの潜在的課題、さらには「孤立対策」に取り組むため、誰でも相談でき、迅速に適切な支援体制が整えられる相談支援体制の整備を目指します。

### 基本施策

- ① 地域包括支援センターの相談支援体制の維持・強化
- ② 障がい者への相談支援の充実
- ③ 子どもへの相談支援体制の整備
- ④ 生活困窮者への相談支援の充実
- ⑤ 誰一人取り残さない相談支援体制の構築
- ⑥ 権利擁護

## 基本目標 2 ええげえしのまちづくり(住民福祉活動の支援)

地域福祉の基礎は住民の福祉活動です。民生委員・児童委員活動をはじめとして、サロン活動やボランティア活動の充実を図り、支援を必要とする人の生活の質の向上を目指します。

### 基本施策

- ① 民生委員・児童委員活動の支援強化
- ② ボランティア活動の支援
- ③ 新たな住民福祉活動の発展支援
- ④ 地域活動の強化
- ⑤ 社会福祉協議会の事業の充実

## 基本目標 3 安心と生きがいのあるまちづくり(福祉のまちづくり)

防災体制の充実や生きがいづくり、外出支援を進め、安心と生きがいのある暮らしができるまちづくりに取り組むとともに、住民一人ひとりの意識改革を進め地域共生社会の実現を目指します。

### 基本施策

- ① 生きがいのあるまちづくり
- ② 防災体制やバリアフリーの充実
- ③ 移動支援
- ④ 福祉意識の高揚

## 基本目標 4 自分らしく生きるまちづくり(皆野町成年後見制度利用促進基本計画)

成年後見制度の普及に努めるとともに、安心して利用できるような基盤整備を図り、制度の必要な方がいつまでも自分らしく生活できるまちを目指します。

### 基本施策

- ① 成年後見制度等の周知と利用支援
- ② 成年後見制度の実施体制の構築

## 基本目標 5 明るいまちづくり(皆野町再犯防止推進計画)

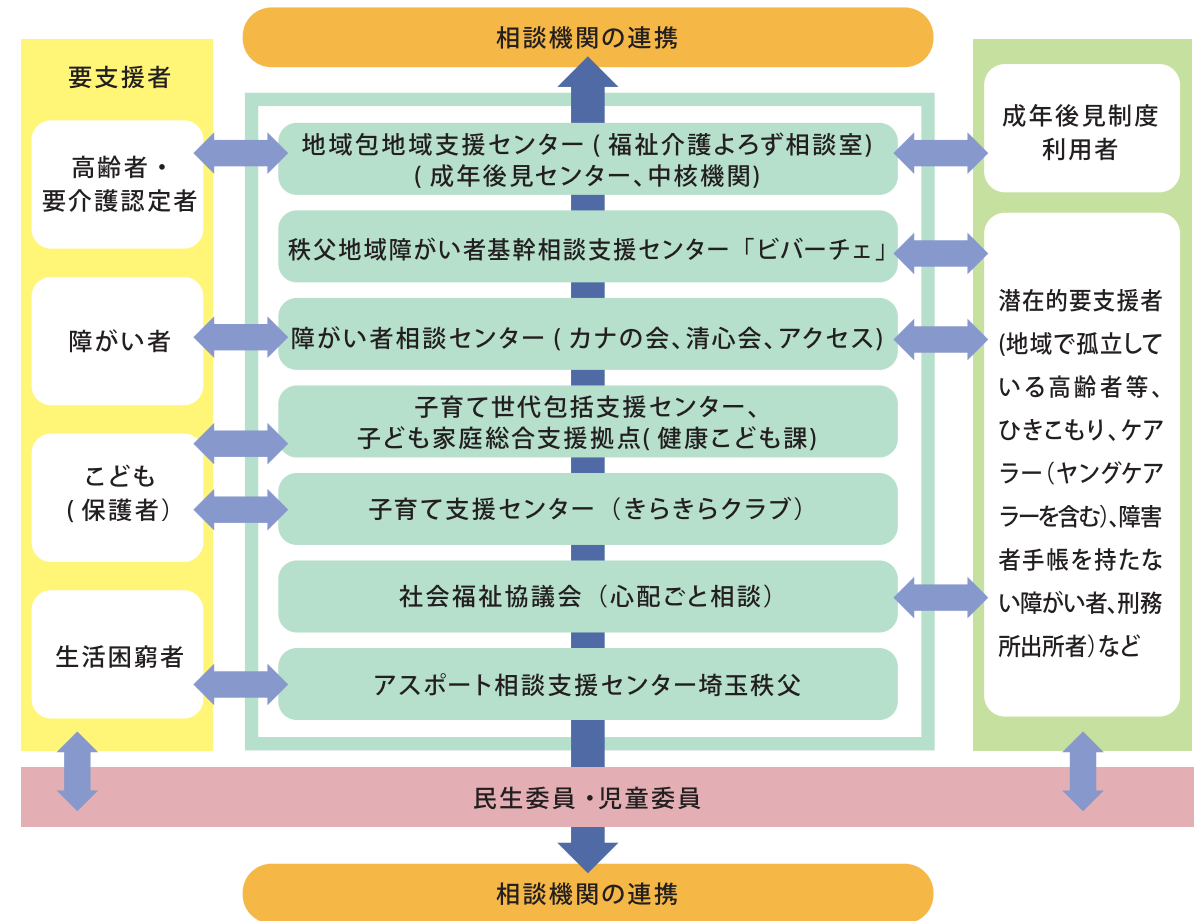
犯罪の原因となる様々な生活困難に対応でき、一人も再犯に陥ることなく明るく地域で暮らしていける社会づくりを目指します。

### 基本施策

- ① 地域理解の促進
- ② 福祉サービス等の利用支援

## 重層的な相談支援体制の展開イメージ

- ◆ 地域包括支援センター「福祉介護よろず相談室」を中心に、各相談支援機関と連携し、全世代型、複合的課題対応型の相談体制の充実を図ります。
- ◆ 今後は、孤立やひきこもり、ヤングケアラー、刑務所出所者などへの支援も、各相談支援機関が緊密に連携し対応します。



## 関係機関の連携イメージ

- ◆ 地域包括支援センターと社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、役場の組織、医療機関、県の機関、民間福祉サービス提供事業所などと連携を図ります。
- ◆ 要支援者への日常的な支援では、住民や企業が参加する「みーなネットワーク」などの活用を図ります。

